新潟県

新潟県報

発行　新潟県
第 53 号
平成26年７月11日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

告　示

1086　介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
1087　介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（高齢福祉保健課）
1088　介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定（高齢福祉保健課）
1089　介護保険法による介護老人保健施設の廃止（高齢福祉保健課）
1090　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
1091　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
1092　土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
1093　土地改良事業計画の適当決定（農地計画課）
1094　土地改良事業計画の変更認可（農地計画課）
1095　土地改良事業の工事完了届（農地建設課）
1096　公共測量の実施通知（監理課）
1097　公共測量の実施通知（監理課）
1098　道路の区域変更（道路管理課）
1099　道路の供用開始（道路管理課）

公　告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民生活課）
製菓衛生師試験の実施（生活衛生課）
特定調達契約の落札者等（監理課）

病院局公告

特定調達契約の落札者等（病院局総務課）
一般競争入札の実施（病院局総務課）

公安委員会規則

10　新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則（地域課）

告　示

◎新潟県告示第1086号

介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項（又は第53条第１項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成26年７月11日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日

訪問介護 介護予防訪問介護	ヘルパーステーションあおぞら	新潟県村上市坂町2465番地１角中第二ビルマンションＡ－２	株式会社あおぞら	平成26年７月１日
訪問看護 介護予防訪問看護	ケアシスタ訪問看護	新潟県魚沼市小出島1194番地２	株式会社ケアシスタ	平成26年７月１日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	ショートステイ聖籠まごころの里	新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜5298番地	社会福祉法人真心福祉会	平成26年７月１日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホーム聖籠まごころの里	新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜5298番地	社会福祉法人真心福祉会	平成26年７月１日
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	株式会社ケンブリッジ中越営業所	新潟県見附市今町５丁目38番23号	株式会社ケンブリッジ	平成26年７月１日
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	株式会社ケンブリッジ中越営業所	新潟県見附市今町５丁目38番23号	株式会社ケンブリッジ	平成26年７月１日

◎新潟県告示第1087号

介護保険法（平成９年法律第123号）第46条第１項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成26年７月11日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
ケアシスタ居宅介護支援	新潟県魚沼市小出島1194番地２	株式会社ケアシスタ	平成26年７月１日

◎新潟県告示第1088号

介護保険法（平成９年法律第123号）第48条第１項第１号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成26年７月11日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

施設の名称	所在地	開設者	指定年月日
特別養護老人ホームペペ・メメール	新潟県柏崎市鏡町２番14号	社会福祉法人泚山会	平成26年７月１日
特別養護老人ホーム聖籠まごころの里	新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜5298番地	社会福祉法人真心福祉会	平成26年７月１日

◎新潟県告示第1089号

介護保険法（平成９年法律第123号）第99条第２項の規定により、介護老人保健施設の開設者から次のとおり施設の廃止の届出があった。

平成26年７月11日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

施設の名称	所在地	開設者	届出の受理年月日	廃止年月日
介護老人保健施設石黒爽風苑	新潟県柏崎市高柳町石黒字久保田 1660 番地	医療法人立川メディカルセンター	平成 26 年 5 月 28 日	平成 26 年 6 月 30 日

◎新潟県告示第1090号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第１項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

平成26年７月11日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

名　称	所　在　地	担当する医療の種　　類	更新年月日
立川綜合病院	長岡市神田町３丁目２番地11	小腸に関する医療	平成26年７月１日
さとう栄整形外科クリニック	三条市西本成寺１丁目35番10号	整形外科に関する医療	平成26年７月１日
岸薬局	長岡市千手１丁目２番21号	薬局	平成26年７月１日

◎新潟県告示第1091号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年７月11日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

名　称	住　所	担当する医療の種　　類	廃止年月日
安江調剤薬局	上越市安江１－２－19	薬局	平成26年５月31日

◎新潟県告示第1092号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、聖籠町の聖籠土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成26年７月11日

新潟県新発田地域振興局長

１　就　任

理事　北蒲原郡聖籠町大字藤寄261番地　　渡邉　　昇（理事長）
〃　　〃　　聖籠町大字蓮野4718番地　　新保　信一
〃　　〃　　聖籠町大字真野1537番地　　髙橋　健策
〃　　〃　　聖籠町大字蓮潟2553番地　　伊藤　久雄
〃　　〃　　聖籠町大字山倉260番地１　　阿部　哲明
〃　　〃　　聖籠町大字三賀841番地　　小林八寿夫
監事　北蒲原郡聖籠町大字丸潟397番地　　神田　　勝
〃　　〃　　聖籠町大字蓮野1050番地　　加藤　義光

就任年月日　平成26年６月26日

２　退　任

理事　北蒲原郡聖籠町大字藤寄261番地　　渡邉　　昇

（理事長）
〃　〃　聖籠町大字蓮野4718番地　新保　信一
〃　〃　聖籠町大字真野1537番地　髙橋　健策
〃　〃　聖籠町大字蓮潟2553番地　伊藤　久雄
〃　〃　聖籠町大字山倉260番地１　阿部　哲明
〃　〃　聖籠町大字三賀841番地　小林八寿夫
監事　北蒲原郡聖籠町大字丸潟3483番地　曽根　昭幸
〃　〃　聖籠町大字二本松2197番地　小林　堅
退任年月日　平成26年６月25日

◎新潟県告示第1093号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、平成26年７月14日から平成26年８月11日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年７月11日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
南魚沼市 大和郷土地改良区	十日町	農用地改良保全（基盤整備促進）事業	新規	土地改良事業計画書の写し 定款の写し	南魚沼市役所 魚沼市役所	第48条

１　この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。

２　この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内（決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第1094号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

平成26年７月11日

新潟県新潟地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
新潟市・西蒲原土地改良区	西蒲原地区	維持管理事業	変更	平成26年７月３日	第48条

◎新潟県告示第1095号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第１項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成26年７月11日

新潟県十日町地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
津南町 津南郷土地改良区	朴木沢日陰	農業用用排水施設整備（県単農業農村整備「かんがい排水」）事業	平成26年３月５日

◎新潟県告示第1096号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、南魚沼市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

平成26年７月11日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　作業種類　公共測量（農地災害関連区画整備事業　外谷地区　確定測量）

２　作業期間　平成26年６月10日から平成27年３月20日まで
３　作業地域　南魚沼市　吉里　地内

◎新潟県告示第1097号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、村上市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

平成26年７月11日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　作業種類　公共測量（平成26年度　村上市道路台帳（村上地区）補正業務委託都市計画図作成）
２　作業期間　平成26年９月10日から平成27年３月20日まで
３　作業地域　村上市

◎新潟県告示第1098号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年７月11日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　道路の種類　県道
２　路　線　名　上越新井線
３　道路の区域

区　間	新旧の別	敷地の幅員	延長
上越市大字地頭方字大坪70番１から 妙高市大字青田字江代田431番１まで	新	(A)8.0～51.0メートル	308.2メートル
		(B)13.0～39.4メートル	333.4メートル
	旧	8.0～51.0メートル	308.2メートル

備考　上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第1099号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年７月11日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　路　線　名　県道　上越新井線
２　供用開始の区間
上越市大字地頭方字大坪70番１から妙高市大字青田字江代田431番１まで
３　供用開始の期日　平成26年７月11日

公　告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第25条第３項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第５項で準用する第10条第２項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民

生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成26年７月11日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　申請のあった年月日

平成 26 年６月 30 日

２　申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人骨髄バンクサポート新潟

３　代表者の氏名

斉木　桂子

４　主たる事務所の所在地

上越市木田２丁目３番 11－５号

５　定款に記載された目的

この法人は、骨髄バンクを必要とする患者やその家族にとっては、闘病中でも希望を持って治療できるような環境の整備、また骨髄提供者に対しては、安心と充実感を得られるような環境の整備に努め、その実現のために広く市民に対して骨髄バンクの理解を深める活動を行い、もってより多くの患者の命を救うことができる社会の早期実現を目的とする。

６　定款に記載された特定非営利活動の種類

保健、医療または福祉の増進を図る活動

７　定款の変更内容

変　　更　　後	変　　更　　前
（権能） 第23条　（略） (1)～(3)　（略） (4) 事業計画及び活動予算 (5) 事業報告及び活動決算 (6)～(8)　（略） （権能） 第32条　（略） (1)～(3)　（略） (4) 事業計画及び活動予算書の変更 (5)、(6)　（略） （事業計画および予算） **第44条**　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。 （事業報告および決算） 第48条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 ２　（略） （定款の変更） **第51条**　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員総数の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。	（権能） 第23条　（略） (1)～(3)　（略） (4) 事業計画及び収支予算 (5) 事業報告及び収支決算 (6)～(8)　（略） （権能） 第32条　（略） (1)～(3)　（略） (4) 事業計画及び収支予算書の変更 (5)、(6)　（略） （事業計画および予算） **第44条**　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。 （事業報告および決算） 第48条　この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 ２　（略） （定款の変更） **第51条**　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員総数の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

製菓衛生師試験の実施について（公告）

製菓衛生師法（昭和41年法律第 115号）第４条の規定により、平成26年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成26年７月11日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　試験の日時及び場所

(1) 日時

平成26年９月12日（金）

午後２時00分から午後４時30分まで

(2)　場所

新潟市中央区新光町４番地１

新潟県庁西回廊講堂、大会議室及び自治会館本館講堂、201会議室

２　試験科目

(1)　衛生法規

(2)　公衆衛生学

(3)　食品学

(4)　食品衛生学

(5)　栄養学

(6)　製菓理論及び実技

全問、四肢択一式により出題する。

製菓実技は、「和菓子分野」「洋菓子分野」「製パン分野」の３分野から１分野を選択して解答する。

３　受験資格

次のいずれかに該当する者

(1)　学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において１年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者

(2)　学校教育法第57条に規定する者であって、２年以上菓子製造業に従事した者

４　受験申込に必要な書類

(1)　受験願書

(2)　学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類（卒業証書の写し又は卒業証明書）

婚姻等により氏名の変更があった者は、戸籍抄本を添付すること。

卒業証書の写しを提出する場合は、本証を持参のこと。（本証は確認後、返却する。）

(3)　製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し、卒業証明書若しくは履修証明書又は菓子製造業従事証明書

卒業証書の写しを提出する場合は、本証を持参のこと。（本証は確認後、返却する。）

(4)　受験票

(5)　写真

出願前６ヶ月以内に撮影した無帽、正面向き上半身、大きさはパスポート用写真サイズ（縦 4.5cm×横 3.5cm）。

裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。

(6)　試験科目のうち製菓理論及び実技の免除を受けようとするときは、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく菓子製造に係る１級又は２級の技能検定合格証書の写し（本証を持参のこと。確認後、返却する。）

５　受験手数料　　9,400円

６　受験願書の受付期間及び提出場所

(1)　受付期間

平成26年７月25日（金）から８月８日（金）まで

(2)　提出場所

住所地を所管する保健所（県外に在住する者は新潟県福祉保健部生活衛生課）

７　合格発表

平成26年10月22日（水）午前９時

住所地を所管する保健所及び県庁行政庁舎１階（広報展示室前掲示板）において行う。

また、県ホームページにおいても行う。

なお、合格発表日から11月21日の間（土、日曜日、祝日を除く）は、受験者本人が受験票を呈示することにより新潟県福祉保健部生活衛生課において、各人の得点を知ることができる。

８　その他

(1)　受験者には、受験願書受付後「製菓衛生師試験受験票」を送付する。
(2)　この試験について不明な点は、最寄りの保健所又は新潟県福祉保健部生活衛生課に問い合わせること。

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年７月11日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　調達件名及び数量
新潟県共同利用型電子入札システムのサービス提供
２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県土木部監理課
新潟県新潟市中央区新光町４番地１
３　調達方法
購入等
４　契約方式
随意契約
５　契約日
平成26年６月13日
６　契約者の氏名及び住所
富士通株式会社新潟支社
新潟県新潟市中央区礎町通二ノ町2077番地
７　契約価格
515,160,000円
８　随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第10条第１項第２号

病院局公告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成７年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年７月11日

新潟県立新発田病院長　堂前　洋一郎

１　調達物品及び数量
血管造影Ｘ線撮影装置　一式
２　契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所
新潟県立新発田病院経営課経営係
新潟県新発田市本町１丁目２番８号
３　調達方法
購入等
４　契約方法
一般競争入札
５　落札決定日
平成26年６月27日
６　落札者の氏名及び住所
ジェイメディカル株式会社
新潟県新潟市東区紫竹卸新町1808番地22
７　落札価格

116,640,000円

８　入札公告日

平成26年５月13日

９　落札方式

最低価格

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、麻酔システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年７月11日

新潟県立がんセンター新潟病院長　佐藤　信昭

１　入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

麻酔システム　　一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年10月31日（金）

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第６条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

３　入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号　951－8566

新潟県新潟市中央区川岸町２丁目15番地３

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号　025－266－5111　内線2313

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記３(1)の交付場所で交付する。

４　入札、開札の日時及び場所

平成26年７月18日（金）午前10時30分

新潟県立がんセンター新潟病院　がん予防総合センター３階研修室Ａ

５　その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第５号。以下「規程」という。）第186条第３項第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否　要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第10号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年７月11日

新潟県公安委員会

委員長　小　林　　彰

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後

別表

署名	名称	位置	所管区域
（略）			
燕警察署	（略）		
	燕駅前交番	燕市本町２丁目	燕市のうち新栄町、南１・２・３・４・５・６・７丁目、殿島１・２丁目、秋葉町１・２・３・４丁目、白山町１・２・３丁目、井土巻１・２・３・４・５丁目、日之出町、水道町１・２・３・４丁目、燕、井土巻、東太田、杣木、佐渡、小高、小関、花見、桜町、大曲、大関、蔵関、仲町、宮町、新町、穀町、中央通１・２・３丁目、幸町、本町１・２丁目、寿町
	（略）		
	吉田交番	燕市吉田春日町	燕市のうち吉田栄町、吉田水道町、吉田東栄町、吉田日之出町、吉田春日町、吉田浜首町、吉田弥生町、吉田神明町、吉田幸町、吉田寿町、吉田堤町、吉田松岡町、吉田新町、吉田旭町１・２・３・４丁目、吉田東町、吉田学校町、吉田下町、吉田中町、吉田上町、吉田新田町、吉田大保町、吉田曙町、吉田神田町、吉田若生町、吉田文京町、吉田、吉田宮小路、

改正前

別表

署名	名称	位置	所管区域
（略）			
燕警察署	（略）		
	燕駅前交番	燕市燕	燕市のうち新栄町、南１・２・３・４・５・６・７丁目、殿島１・２丁目、秋葉町１・２・３・４丁目、白山町１・２・３丁目、井土巻１・２・３・４・５丁目、日之出町、水道町１・２・３・４丁目、燕、井土巻、東太田、杣木、佐渡、小高、小関、花見、桜町、大曲、大関、蔵関
	（略）		
	吉田交番	燕市吉田春日町	燕市のうち吉田栄町、吉田水道町、吉田東栄町、吉田日之出町、吉田春日町、吉田浜首町、吉田弥生町、吉田神明町、吉田幸町、吉田寿町、吉田堤町、吉田松岡町、吉田新町、吉田旭町１・２・３・４丁目、吉田東町、吉田学校町、吉田下町、吉田中町、吉田上町、吉田新田町、吉田大保町、吉田曙町、吉田神田町、吉田若生町、吉田文京町、吉田、吉田宮小路、

				吉田本所、吉田鴻巣、吉田本町、吉田吉栄、吉田法花堂、吉田下中野、吉田西太田（一般国道116号の東側の地域を除く。）、吉田浜首、吉田松岡新田、吉田矢作					吉田本所、吉田鴻巣、吉田本町、吉田吉栄、吉田法花堂、吉田下中野、吉田西太田（一般国道116号の東側の地域を除く。）
		（略）					（略）		
	（略）				（略）				

附　則

この規則は、公布の日から施行する。